

深孔処分の成立性の検討に向けた
技術基盤の調査(Ⅳ)

仕様書

1. 件名

深孔処分の成立性の検討に向けた技術基盤の調査(IV)

2. 目的及び概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」）が、経済産業省資源エネルギー庁から受託した「令和8年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業（直接処分等代替処分総合評価技術開発）」では、使用済燃料の直接処分以外の代替処分オプションとして深孔処分¹⁾に着目し、その成立性に関する技術的検討を進めている。

これまでの検討では、深孔処分の工学的成立性を対象として、調査段階、建設段階（掘削）、操業段階（定置）、閉鎖段階（埋め戻し）といった各事業段階に係る技術の調査及び整理を行ってきた。令和7年度においては、特に掘削に着目し、「深度5,000m、鉛直孔、結晶質岩」及び海外事例で想定されている地質環境条件などを前提条件として仮定したケーススタディにより、わが国における掘削の実現可能性及び技術的課題の予察的整理を実施した。その結果、深孔掘削の実現性は地質環境条件と密接に関係し、海外事例との相違が大きいことから、わが国特有の条件を踏まえた検討の重要性が高いことが確認された。また、深度、孔径、掘削方式、対象岩種、及び地質環境条件等については複数の条件が想定され、それらが掘削の成立性に大きく影響する可能性があることが示唆された。

以上を踏まえ、本検討では、深孔処分の工学的成立性のうち、特に掘削の実現性に関する検討の拡充・深化に重点を置く。具体的には、掘削の前提条件について令和7年度の仮定以外の条件を視野に入れることで、掘削の実現可能性の検討及び技術的課題の整理を更新・拡充することにより、わが国における深孔掘削の実現可能性の検討の枠組み（着目すべき事項等）の整備、及びその検討を深化させていくための情報（技術的難易度、課題等）の整備を進める。

3. 実施場所

受注者側施設

4. 納期

令和9年1月29日

5. 実施項目

- (1) 深孔掘削の実現性に対する掘削条件の影響についての調査
- (2) 深孔掘削の実現性に対する地質環境条件の影響についての補足的整理
- (3) 報告書の作成

1) 本検討では、超深孔処分と比較的浅い深孔処分を合わせて「深孔処分」と表記する。

6. 実施内容

(1) 深孔掘削の実現性に対する掘削条件の影響についての調査

本項では、深孔掘削の実現可能性の検討に係る知見の拡充として、掘削条件（掘削深度、孔径等）の違いが技術的難易度に与える影響に着目し、影響の検討で着目すべき事項や影響の有無・程度についての知見を整理する。

検討に当たっては、まず、掘削条件（掘削深度、孔径等）については、令和7年度に仮定した条件（深度 5,000 m、鉛直孔、結晶質岩）を基点とする。また、地質環境条件についても、令和7年度に着目した深孔処分の実現性が高いと想定されている条件（例えば、米国 SNL における深孔処分の検討で想定されている条件（結晶質岩））を仮定・固定して検討を行う。

この前提のもとで、以下の掘削条件の違いが深孔掘削の技術的難易度に与える影響等を調査し整理する。

- ・ 深度（例：1,000 ～ 5,000 m 程度）
- ・ 孔径（廃棄体仕様のバリエーションについて海外事例等も参考に整理）
- ・ 掘削方向（鉛直・傾斜・水平）

具体的には、掘削条件のどのような違いにより、掘削に関わるどの技術要素に、どのような技術的難易度の変化が生じ得るか等について調査し整理する。掘削条件が異なることによる掘削の技術的難易度に与える影響等の整理では、技術的難易度に違いが生じる部分とそうでない部分、違いが生じる場合にはその原因となる条件と違いの特徴を、わかりやすく整理することを目指す。

調査・整理は、例えば以下のような点について、現段階で参照可能な情報（公開文献や関連業界・専門家の知見・経験等）の状況などを踏まえつつ行う。

まず、深度、孔径、掘削方向などが異なることによる掘削の技術的難易度の抽出を、令和7年度に実施したケーススタディに基づく技術要素ごとの適用性評価の整理結果^[13]なども参考にしつつ、例えば、掘削リグ、孔跡、保孔対策、暴露対策、コア採取、ケーシング回収、閉鎖、掘削ツール、調査機器等の主要な技術要素を対象とし、かつ、ケーシング重量や必要強度、既存技術の適用可能範囲、高温・高圧条件下での施工性などに着目して行う。さらに、抽出した技術的難易度を踏まえ、技術的難易度に違いが生じる深度、孔径、掘削方向などの条件や要素技術、及びその違いの大小や違いの特徴等を、わかりやすく、深孔掘削の実現可能性の検討で参考にしやすい形式で整理する。

上記の調査や整理においては、技術要素ごとの技術的難易度を緩和するための課題、あるいは複数の技術要素を組み合わせでの掘削の実現性の向上で必要となると考えられる課題なども可能な範囲で整理していく。なお、掘削技術や調査機器については、既存技術に加え、資源分野等における新たな技術開発や計画の動向を調査する。その上で、これらの技術が将来的に利用可能となる場合を想定し、技術的難易度に与える影響についても可能な範囲で検討する。

(2) 深孔掘削の実現性に対する地質環境条件の影響についての補足的整理

本項では、深孔掘削の実現可能性の検討に係る知見の拡充として、地質環境条件（例：岩種、温度条件、応力場、地下水条件等）の違いが技術的難易度に与える影響に着目し、影響の検討で着目すべき事項や影響の有無・程度についての知見を補足的に整理する。

具体的には、(1)で検討した好ましい地質環境条件を前提とした場合の深孔掘削の技術的難易度の整理結果を参考としながら、地質環境条件のどのような違いにより、掘削に関わるどの技術要素に、どのような技術的難易度の変化が生じ得るか等について補足的に調査し整理する。地質環境条件が異なることによる掘削の技術的難易度に与える影響等の整理では、技術的難易度に違いが生じる部分とそうでない部分、違いが生じる場合にはその原因となる条件と違いの特徴を、わかりやすく、深孔掘削の実現可能性の検討で参考にしやすい形式で整理する。

なお、(1)と(2)の検討にあたっては、過年度に実施した調査結果^{[1]-[13]}を最大限活用する。また、(1)と(2)の検討にあたっては、地熱開発や資源開発等の関連分野における経験・知見を最大限活用していくこととするが、現段階で参照可能な情報が限定されることにより、(1)と(2)の検討範囲にも制約が生ずると考えられる。このため、参照可能な情報の範囲およびそれに伴う検討上の制約についても、可能な範囲で整理する。

(3) 報告書の作成

上記(1)項～(2)項の成果を取りまとめて、報告書を作成する。報告書の作成にあたっては、原子力機構が指定する様式に従うこととし、報告書の提出部数及び提出期限は、「8. 提出書類等」に示すとおりとする。

参考文献

- [1] 日本原子力研究開発機構（2016）：平成 27 年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る技術開発事業 直接処分等代替処分技術開発報告書。
- [2] 日本原子力研究開発機構（2017）：平成 28 年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る技術開発事業 直接処分等代替処分技術開発報告書。
- [3] 日本原子力研究開発機構（2018a）：平成 29 年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る技術開発事業 直接処分等代替処分技術開発報告書。
- [4] 日本原子力研究開発機構（2018b）：高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る技術開発事業 直接処分等代替処分技術開発 5 か年取りまとめ報告書。
- [5] 日本原子力研究開発機構（2019）：平成 30 年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る技術開発事業 直接処分等代替処分技術高度化開発報告書。
- [6] 日本原子力研究開発機構（2020）：平成 31 年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る技術開発事業 直接処分等代替処分技術高度化開発報告書。
- [7] 日本原子力研究開発機構（2021）：令和 2 年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に

関する技術開発事業 直接処分等代替処分技術高度化開発 報告書.

- [8] 日本原子力研究開発機構(2022):令和3年度高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業 直接処分等代替処分技術高度化開発 報告書.
- [9] 日本原子力研究開発機構(2023a):令和4年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業 直接処分等代替処分技術高度化開発報告書.
- [10] 日本原子力研究開発機構(2023b):高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業 直接処分等代替処分技術高度化開発 代替処分オプションに係る調査研究に関する取りまとめ報告書.
- [11] 日本原子力研究開発機構(2024):令和5年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業 直接処分等代替処分総合技術開発 報告書.
- [12] 日本原子力研究開発機構(2025):令和6年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業 直接処分等代替処分総合技術開発 報告書.
- [13] 日本原子力研究開発機構(2026):令和7年度 高レベル放射性廃棄物等の地層処分に関する技術開発事業 直接処分等代替処分総合技術開発 報告書.

7. 貸与品

原子力機構が有する上記作業に必要となる報告書、レポート、文献のうち Web 上で入手困難なものを貸与する。

8. 提出書類等

提出書類名	提出期限	部数
委任又は下請負届 (機構指定様式)	作業開始2週間前まで	1部
実施計画書*	契約締結後速やかに	1部
打合せ議事録	打合せ後速やかに	1部
報告書	令和9年1月29日	1部
電子データファイル**	令和9年1月29日	1部

* 実施計画書には、作業工程、実施体制表を含めること。

** 電子データファイル1式を提出すること。なお、提出する電子データは、報告書の PDF ファイル一式、報告書及び図表についての Word、Excel、PowerPoint 等の加工可能なファイル一式等を電子媒体に格納したものとする。

(提出場所)

原子力機構

核燃料サイクル工学研究所

BE 資源・処分システム開発部

処分システム開発グループ

9. 検収条件

検収箇所における「8. 提出書類等」に示す報告書等の員数・仕様に関する検査の合格、報告書等の完納をもって検収とする。

1 0. 特記事項

- (1) 本件は、経済産業省資源エネルギー庁から原子力機構が受託し実施するものであり、実施体制を変更する場合、原子力機構は経済産業省資源エネルギー庁の承認を得る必要がある。したがって、受注者は合併または分割等により本契約に係る権利義務を他社へ承継しようとする場合には、事前に原子力機構（BE 資源・処分システム開発部 処分システム開発グループ）へ照会し、了解を得るものとする。
- (2) 契約で使用する設備及び備品（リース物件を含む）については、すべて受注者側で用意する。
- (3) 納入物件の所有権及び著作権、その他この物件の使用、収益、処分（複製・翻訳・翻案・変更・譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む）及び関連する技術情報に関わるものの権利は原子力機構に帰属するものとする。但し、本契約遂行のために使用するもののうち、本契約締結以前から受注者が所有するものについては、その著作権は受注者に帰属するものとする。
- (4) 本件で知り得た情報等を原子力機構に許可なく使用、公開すること、及び第三者に伝達することを禁ずる。
- (5) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (6) 作業実施にあたっては、定期的に進捗状況を原子力機構に報告し、必要に応じて以降の作業を原子力機構と協議の上、進めることとする。

1 1. 検査員

(1) 一般検査

原子力機構

財務契約部 管財課長

(2) 技術検査

原子力機構

核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部 処分システム開発グループ

グループリーダー

1 2. 知的財産権等

知的財産権等の取扱いについては、別紙ー1「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

1 3. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以 上

知的財産権特約条項

(知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の著作権（以下「コンテンツの著作権」という。）
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。（以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。）

- (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
- (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

- (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。
- イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同法第 4 号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ロ 乙が承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 1 0 年法律第 5 2 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 1 2 条第 1 項又は同法第 1 3 条第 1 項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で（第 7 条に規定する費用を除く。）譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第 1 項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第 3 条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第 2 3 条第 6 項及び同規則様式 2 6 備考 2 4 等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 3 0 日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成した日から 3 0 日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 5 条第 2 項に規定する場合を除く。）は、甲に文書により通知しなければならない。

（単独知的財産権の移転）

- 第 4 条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第 2 条第 1 項第 4 号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第 2 条、前条、次条及び第 6 条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第 2 条第 1 項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

(単独知的財産権の実施許諾)

第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者と約定しなければならない。

2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。

3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上決定する。

(単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)

(1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第3条の規定により、甲にその旨を報告する。

(2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で譲り受けるものとする。

3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知

して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の実施)

第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が共有知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことにかんがみ、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

(共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

(知的財産権の帰属の例外)

第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。

2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。